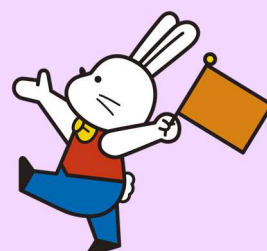


第4章 計画の推進



計画の推進

本計画の取組みをより実効性のあるものとし、男女共同参画社会づくりを全市的な広がりとしていくために、一人でも多くの市民に本計画を理解していただき、市民の皆さんや様々な団体をはじめ、国・県・近隣市町村などと積極的に連携を図り推進していきます。

また、本市職員も一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、事業計画の段階から共創(※1)による男女共同参画の視点を持って施策をすすめるとともに、庁内における推進体制の充実を図り、この計画に基づく施策の進捗状況を把握して点検・評価を行い進捗管理に努め、その状況を公表します。

方針

1

推進体制の充実

(1) 庁内組織

庁内の横断的組織である「福島市男女共同参画推進本部」により男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、年次計画書及び報告書を作成して事業状況の把握と検証に努めます。検証結果については、報告書やホームページ等を通じて毎年度公表します。

また、一人ひとりの職員が男女共同参画の視点を持って業務を遂行することが重要ですので、各所属に男女共同参画の中心的な役割を果たす「男女共同参画アドバイザー」を設置し、男女共同参画に関する研修などを行って積極的な推進に取り組みます。

(2) 福島市男女共同参画審議会

市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進に関する施策を調査審議するため、市民や有識者で構成する「福島市男女共同参画審議会」を定期的を開催します。

(※1)共創

これまでの「協働」を基本としつつ、その考え方をさらに進化させ、世代や性別等を問わず市民一人ひとりと、団体、企業、大学、地域、行政等の多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと、目標設定の段階から連携し、解決しなくてはならない「地域の課題」を把握・共有するとともに、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行う。そして、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて実践的な取り組みを展開することにより、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくこと。

方針 ② 市民や団体等との連携・共創

（１）市民参画と共創

男女共同参画に関する市民意識調査を定期的に実施し、市民の意識と実態の把握に努め、結果を公表します。

また、市民が編集委員となって作成する情報紙「さんかくBook」の発行やセミナー等の開催、意識啓発活動など様々な取り組みについて市民との共創のもとに行います。

（２）団体等との連携

より多くの市民や団体が男女共同参画社会の理念を理解して実践していくために、学習の機会及び場の提供などの支援や、それぞれの分野で実践活動を進める指導的人材の養成にも努めます。

また、国・県・関係機関に対しては計画の推進上必要な事項についての要請を行い、近隣市町村や様々な団体も含めて積極的に連携や交流を図り、情報収集に努めながら施策を推進します。

方針 ③ 活動拠点

男女共同参画社会の実現に向け、情報の提供、男女共同参画を推進するグループ等市民のための主体的活動の場の提供、相談事業、各種講座の開催など多様な機能を持つ活動の拠点として男女共同参画センターの充実を図ります。

（１）センターの機能充実と関係機関との連携

男女共同参画社会の実現のための拠点施設となる男女共同参画センターの機能を充実し、関係機関・団体と連携しながら、各種事業を展開します。



